

令和5年11月15日
危機管理部
防災街づくり担当部

土砂災害警戒区域等の新たな指定に係る今後の予定について

1 主旨

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進するものである。区内には平成28年から令和元年にかけて、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）が指定された。（土砂災害警戒区域100箇所、うち特別警戒区域のある区域79箇所）

区域指定後は、概ね5年ごとに東京都が確認し、地形や構造物の状態等に変化があった場合、再度基礎調査が行われることとされており、先般、東京都が新たな基礎調査結果を公表したことに伴い、今後、住民説明会を経て、新たな区域が指定される見込みであるので報告する。

2 経緯

平成27年	9月	基礎調査結果の公表《1巡目①》
平成28年	3月	土砂災害警戒区域等指定（自然斜面）
平成29年	7月	基礎調査結果の公表《1巡目②》
平成30年	1月	土砂災害警戒区域等指定（人工斜面、自然斜面の一部）
令和元年	9月	土砂災害警戒区域等指定 （調布市域の調査により指定。一部区内住宅にかかる。）
令和5年	11月	新規指定箇所の基礎調査結果公表《2巡目》

3 基礎調査結果

（1）既存区域の変更 3箇所

- ① 岡本二丁目・一丁目（K024）
- ② 野毛二丁目（K031）
- ③ 瀬田四丁目（K071）

（2）新規指定 3箇所

- ① 瀬田四丁目（K102）
- ② 瀬田四丁目（K103）
- ③ 瀬田一丁目（K104）

※詳細は別紙1のとおり

4 東京都主催による説明会

(1) 日時

第一回：12月14日（木）午後3時

第二回： 同日 午後7時

(2) 会場

瀬田地区会館 大会議室

(3) 対象

対象地域の居住者、地権者等

(4) 周知

戸別配布等による周知（都）

関係町会・自治会への情報提供（区）

区ホームページ

(5) 区の出席者

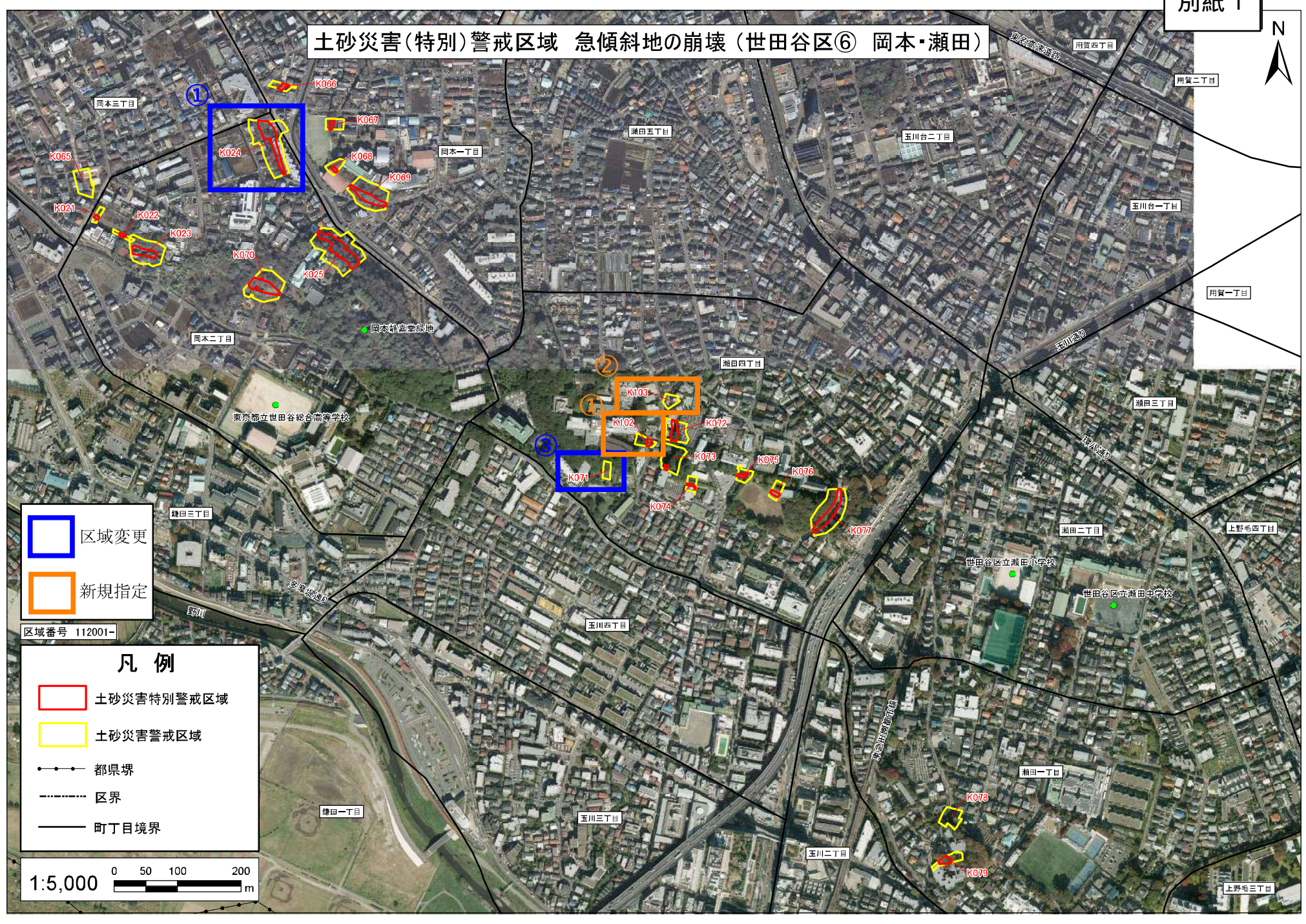
危機管理部、防災街づくり担当部

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月14日（都・区）住民説明会

令和6年 3月（都）土砂災害警戒区域等指定告示

土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊 (世田谷区⑥ 岡本・瀬田)

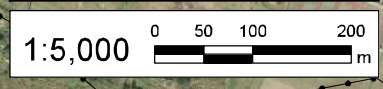


 区域変更
 新規指定

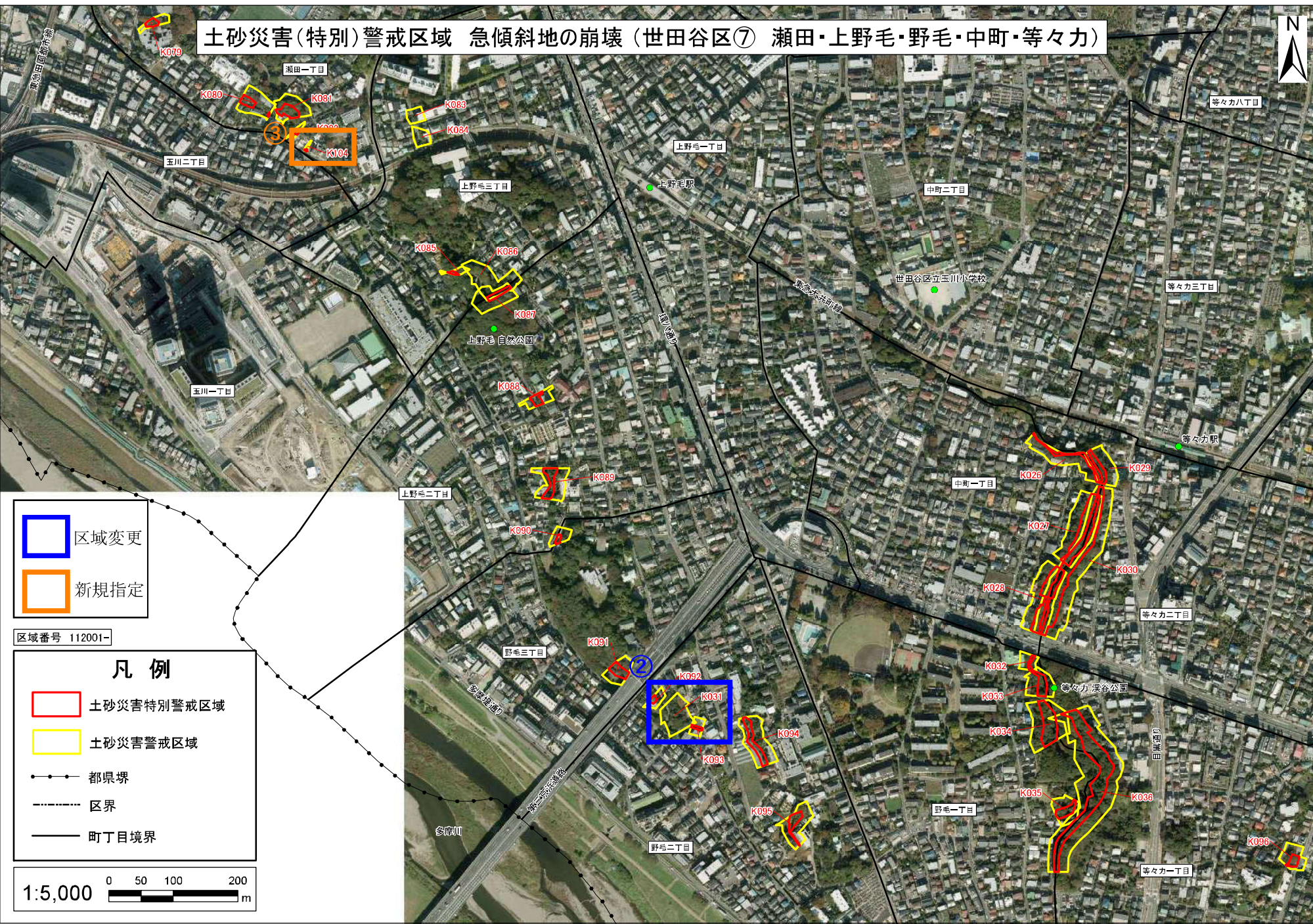
区域番号 112001-

凡例

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 都県界
- 区界
- 町丁目境界



土砂災害(特別)警戒区域 急傾斜地の崩壊 (世田谷区⑦ 瀬田・上野毛・野毛・中町・等々力)

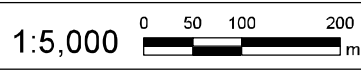


 区域変更
 新規指定

区域番号 112001-

凡例

 土砂災害特別警戒区域
 土砂災害警戒区域
 ●●●●● 都県界
 - - - - - 区界
 ——— 町丁目境界



土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定範囲（イメージ）

